

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月10日 午後1時30分～午後1時55分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

3. 非農地証明交付について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
9番 岡 田 佳 子
11番 嶋 芙 沙 子
13番 大 城 祐 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

欠席委員（2名）

6番 佐 藤 典 美

15番 河 野 和 夫

出席推進委員（16名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 則
38番 末 吉 智 宣

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須三信
27番 篠 崎 宣 治
30番 柿 原 廣 典
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫
39番 岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸
事務局 係長 相 地 智 輝
事務局 江 崎 浩
事務局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年7月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号6番佐藤典美委員、15番河野和夫委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は、16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号5番原田龍三郎委員、同じく7番野田恵次委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認しましたが、地元委員としては何ら問題ないと判断をしておりますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

それでは、お願いします。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○21番（田中）

これは親子間の生前贈与なので、全く問題はないと思われます。皆様方の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、農地の一体利用による耕作利便性向上を目的としたもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（岩屋）

現地並びに申請書を確認いたしましたけど、何ら問題ないと思われます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画用途区域内の第三種農地に駐車場を建設するために転用するものです。

東は自己所有の畑、西は道路、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、集水柵を設置し北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

昨日7月9日に、現地に農業委員会の事務局、農地委員、地元農業委員集合のもと申請書により現地を調査確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

昨日、転用申請並びに申請地の確認をいたしましたが、何ら問題ないと判断しております。

協議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。

東は道路、西は畑、北は宅地及び田、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

先日、現地確認と申請書類も精査しましたが、何ら問題ないかと思われまますので、皆様方の御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも昨日、転用申請並びに申請地を確認いたしました。何ら問題ないと判断しており

ます。協議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に建売住宅を建設するために転用するものです。

東は道路、西は雑種地、北も雑種地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流します。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

こちらも作日、現地確認をいたしました。申請書類の精査もいたしましたが問題ないかと思われまますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

この3番に関して、転用申請並びに農地を確認しましたが、これも2号議案と同じ場所であって、何ら問題ないと考えております。農地委員会としては問題ありません。お願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に太陽光発電施設を建設するために転用するものです。

東は道路、西は畑及び宅地、北は道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、事務局のほうからお願いします。

○事務局（相地）

地元委員のほうからは、何ら問題ないとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

転用申請並びに申請地を確認しましたが、農地委員会といたしましては何ら問題ないと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第14号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田11万6,498平方メートル、畑3万3,015平方メートル、合計14万9,513平方メートルで、件数は33件、筆数は70筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書11ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件、機構への売渡しが1件となっております。

内容につきましては、12ページ以降に記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

番号14番について、譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○5番（原田）

6月30日に地元委員さん、そして農政から2人、あと事務局と新規就農の面談を行いました。38歳で遊休ハウスを活用してイチゴ栽培をされるそうです。面積は20アール。しかし、今年は10アールして来年度から20アールにされるそうです。本人の農業経験は余りないということだが、ハウスの地主さんから技術指導を受けながらされるそうです。両親も手伝われて、ほかに平均以上を目指されるそうです。本人もやる気満々のようですので、以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第14号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第14号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が8件出されております。内容については、設定2件、所有権移転2件、自作が4件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が3件出されております。内容については、設定が3件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、非農地証明交付について、2件の交付を行っております。令和2年6月10日と令和2年7月1日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、総務委員のほうから意見をお願いします。

○2番（新開）

6月10日及び7月1日に地元委員、役員と事務局とで現地を視察いたしまして、問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後1時55分 閉会